

# 群馬司法書士新聞

発行所 群馬司法書士会  
発行人 高橋 徹 編集人 西川 正 2015年1月10日発行・No.31

震災対策  
特別号

## 中越地震から10年の旧山古志村へ ～復興の手がかりを求めて～



棚田と錦鯉、闘牛で知られる山古志村（当時・現長岡市）。平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震では壊滅的被害を受けた。至る所での大規模な土砂崩れ、山崩れによって道路が寸断され陸の孤島と化した山古志村では、全村避難を余儀なくされ、長い世帯で3年超の応急仮設住宅での暮らしをすることとなる。

福島復興の手がかりを求め、震災からちょうど10年を迎えた旧山古志村を訪ねた。

## 新潟県中越地震の発生と全村避難

棚田と森林に囲まれ、日本の原風景といわれ、その美しさに多くの写真家が魅了されたという旧山古志村（現長岡市）。平成16年10月23日、山古志が全国に誇る錦鯉の養鯉と闘牛の盛んなこの豊かな山里を襲った新潟県中越地震は、この風景を一変させた。

死者5名、全壊339棟を含む747棟の家屋損害という大きな被害に止まらず、村内では無数の山崩れ、地滑りが発生し、道路は寸断され、大規模な地滑りによる河道閉塞（天然ダム）のために多くの民家が水没した。地下水は至るところで水脈を変え、その水脈からはずれた養鯉池は乾き、山古志村の象徴ともいえる棚田の多くも崩れた土砂に埋まったという。通行できる道路はなく、山古志村は完全な陸の孤島と化してしまった。当時、道路に大きく「SOS」「ミルク」「たべもの」などと書かれたヘリコプターからの映像や、河道閉塞のために水位が上昇し、水没していく民家のニュース映像を憶えている方も多いだろう。



河道閉塞により水没した民家。震災から10年が経過し1階部分はほぼ草木に覆われている。

このような中、長島忠美村長（当時）は、全村避難を決断した。通行可能な道路がすべて消えてしまった中で、自衛隊や新潟県などのヘリコプターによる2000人を超える村民の避難であった。避難した村民は、はじめ体育館をはじめとする避難所に入り、応急仮設住宅の完

成を待って仮設住宅へ入居した。道路や電気、電話などのインフラの復旧に合わせるように避難勧告も順次解除されたが、最も遅かった世帯では平成19年末まで3年を超える期間を仮設住宅で暮らしたということである。

## 震災で加速する過疎化の波と震災復興

中越地震の被災地は、もともと過疎化の進んでいた農山村を襲った震災だったという点を特筆しなければならない。被災地では震災を機に利便性を求めて地域を離れる人が増え、一説によれば、過疎化、高齢化の時計の針を一気に15年～数十年も早めてしまったといわれている。現に、山古志地区の住民数は震災後の10年でほぼ半減したとのことである。

図らずも、山古志は震災を契機に、過疎地の村おこしのパイオニアになったというが、実際に訪れて、目に見える山古志は思いの外（とっては失礼だが）、元気で活力にあふれていた。いかに山古志は、震災からの復興をなしたのだろうか。

おそらく、東京電力福島第一原発事故の被災地でも、帰還政策が促進されたとしても、過疎化、高齢化に拍車のかかる可能性が高いだろう。現実には、これから実際に何がどう進行していくのかしっかりと見極める必要がある。帰還の政策や復興の構想は、こうした現実を踏まえて発想すべきだろう。そういった観点から、中越地震から10年という節目の年を迎える山古志が、どのように復興し、今後どう進もうとしているのか、原発避難者にとっての復興を考える上でのヒントが隠されているに違いない。

## 地域のコミュニティを守る

山古志では、全村避難後の避難所でも、はじめは長岡市内8箇所の避難所に分散していた避難先を集落ごとに再編し、集落ごとにいつでも集まれるようにしたという。次の仮設住宅でも同じように集落ごとにまとまることにし、3地区に建設された仮設住宅に集落ごとにまとまる形で配置されたそうだ。

帰村後もこの方針は一貫されている。自宅が壊れ、自力再建が困難な住民のための公営住宅も、村内の一箇所にまとめて建設するのではなく、それぞれの集落内に建設されている。もちろん仮設の住宅ではなく、本格的な木造建築の住宅である。

そのような集落の一つである竹沢集落を訪れた。悪天候の中ではあったが、ちょうど「幸福市」という催しが行われており、集会所では、所狭しと地元で採れた野菜や米、錦鯉が販売されていたほか、餅つきが行われていて、来場者にふるまわれていた。聞けば、このような催しは各集落で春から秋まで定期的で開催されており、県外からの来場者も多いという。



竹沢集落の復興公営住宅。手前が一戸建て、奥が長屋タイプ。



「幸福市」の様子。春から秋まで定期的で開催されている。



“かぐらなんばん”をはじめ地元産の野菜が販売されている。



つきたての餅はこのあと来場者にふるまわれた。

## 錦鯉と闘牛の復活

山古志は、錦鯉発祥の地といわれる。鯉を飼うようになったのは、数世紀前に遡るとのことだが、棚田に池を作り、食用の鯉を飼ったのがその始まりらしい。その後、食用鯉から錦鯉に鑑賞魚として性質を変えていき、世界にその愛好家がいて山古志を代表する産業になっている。

しかし、山古志で盛んだった錦鯉の養鯉業も、震災で絶望的ともいえる大きな被害を受けた。養鯉池の多くは壊れ、あるいは水が涸れ、残った池でも電気の供給がなくなったために酸欠となり、すべての鯉が死んでしまったという状況であったという。さらに、養鯉のための道具も失ったため、養鯉をやめようとする業者が多かったようだ。

それでも、海外からのバイヤーを含む多くの愛好家の後押しに支えられて、生き残ったわずかな錦鯉をもとに多くの養鯉業者が錦鯉の養殖を再開した。今、山古志の錦鯉は復活しつつある。



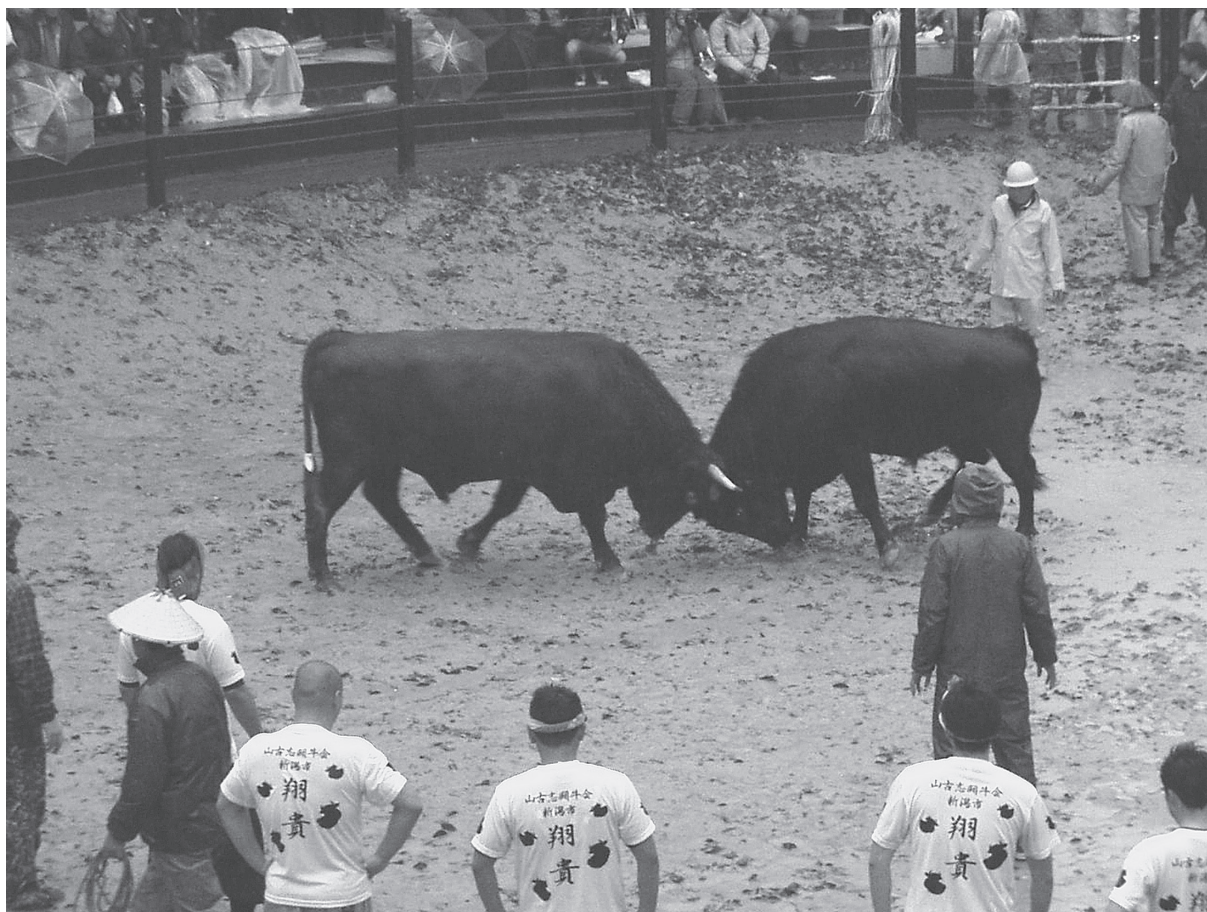
美しく優雅に泳ぐ錦鯉。

山古志の闘牛は、同じく新潟県小千谷市の闘牛とともに「牛の角突き」と呼ばれ、国の重要無形民俗文化財にも指定されている。

この山古志の闘牛も震災で大きなダメージを受けた。地震で牛舎の下敷きとなり死んでしまった牛、地震のショックから立ち直れずに闘争心を失ってしまった牛、さらに牛を飼いつけることの負担から牛を手放す人もあり、震災前に約80頭いた闘牛用牛だが、再び闘牛に戻れた牛はその約半数だったという。

それでも、「千年ともいわれる伝統を絶やしてはならない」との強い思いから、翌年には避難先の仮設闘牛場で例年どおりに牛の角突きは行われ、早くも2年後からはふるさと山古志で開催されることとなる。

競技場は円形で、それを取り囲むように設けられたコンクリートの客席に座るが、すでにほぼ満員で埋まっている。観光客が思ったより多いのにも驚いたが、スタッフの多さ、はつらつとしたその動きも目に焼き付いた。若い人も思ったより多い。スタッフの一人の「震災前は俺たちが角突きを無形文化財にまでしたんだという自負が強かったが、震災後は角突きのおかげで自分たちはまとめ、ここまで来たと、みんな思っている」という話が印象に残った。



山古志の牛の角突き。その迫力に圧倒される。

ご来場の皆様へ

この度、震災10年牛の角突き大会にお越し頂き、誠にありがとうございます。

10年前、新潟県中越大地震に見舞われ、絶望の淵に立たされたあの日、全国からたくさんの激励をいただきました。その励ましに後押しされ、私たち、牛仲間は誓い合いました。「また、角突きをやろう ふるさとの復興のために まずは自分たちが立ち上がろう」と。

翌年、避難先での仮設闘牛場ではありましたが、例年どおりに角突きを行うことができ、震災からわずか2年後の平成18年には、自分たちのふるさとの地、山古志で角突きを行う事ができました。たくさんの悲しみや苦しみが渦巻く中、皆さんからの温かな支援に応え、牛たちも力強く戦う姿がありました。今日までたどり着けたのも、ひとえに多くの方からのお力添えの賜物と思っております。

これからも、私たち一人ひとりが出来る事を、お互いに手を取り、力を合わせ、千年の歴史をもつ山古志牛の角突きを後世へと受け繋いでいきたいと思えます。今後も末永く、温かく見守って頂き、変わらぬご支援の程、よろしく願いいたしますとともに、皆様に心より深く感謝を申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

震災10周年牛の角突き実行委員会  
実行委員長 松井 治二

震災10年牛の角突き実行委員会から来場者に配布された文書。

角突きを絶やしてはならない決意と、続けられることへの感謝が綴られている。

## 福島復興に向けて

同じく全村避難を余儀なくされ、避難所から長く仮設住宅で暮らした旧山古志村ではあるが、原子力発電所事故による放射性物質の残る福島と状況は異なる。「ひとつとして同じ災害はない」といわれるように、神戸という大都市を襲った阪神・淡路大震災と新潟県中越地震も異なるし、地震・津波・原発事故の複合災害となった東日本大震災もまた異なるところはあるだろう。

それでも、旧山古志村をはじめとする新潟県中越地方の農山村を襲った新潟県中越地震から見事なまでの復興を遂げたこの地に学ぶべき点も多くあるように感じる。それは地域のコミュニティの復興であり、震災被災地に止まらず、過疎化、高齢化に悩む全国の農山村に通底することでもあるだろう。

福島の復興に何が必要なのか、真剣に考えなければならない。

(櫻井裕、西川正)



## 連載コラム

## 現場に生きる

## —被災司法書士のつぶやき— (6)

司法書士 渡辺和則

## 残してきた実家の行く末

謹んで新春をお祝い申し上げます。新しい年を迎えました。震災・原発事故避難者にとって避難先で4度目となる新年を迎えたこととなります。しかし、まだまだ「おめでとう」と心から言えないという声も聞かれます。古里に帰れて、自宅に帰れて初めておめでとうなのだという思いがあるからなのだと思います。私も今年ようやく僅かな数の年賀状に返信したという感じです。

さて、昨年末あたりから「今後実家の残してきた土地や建物は今後どうすれば良いのでしょうか？」という相談が多く見受けられるようになりました。避難先で新たに住宅を購入したり、賠償手続きが一段落した人が増えてきたからでしょうか。これまで必死に避難先での生活基盤を築いてきて早4年、一息ついたところで「はて？残してきた土地や建物はどうすればよいのだろうか？」と悩む人が多くなっています。

例えば、避難先での永住を決断し、残してきた土地や建物を処分したいという要望があります。残しておいても住まないのにこれから税金が掛かってくるし、子供や孫にも住めない家などいらないと

言われてしまったのでこの際処分してしまいたいという相談です。しかし、現在、旧警戒区域等の土地や建物の取引価格、市場価格はほぼゼロの状態ですし、一応、土地や建物の処分が制限されている状態にあります（※1）。

また、土地建物を維持するため、まずは建物を修繕したいという要望も多くなっています。しかし、業者の人手不足もあってなかなか請け負ってくれる業者がないというのが現実です。建物の解体についても同様です。更に建物の解体の場合、解体して更地にすると将来的に土地の固定資産税が上がる可能性があるため、なかなか解体に踏み切れないと悩んでいる人も多いようです（※2）。

また、避難先で土地や建物を購入しても、今後実家の土地や建物を永続的に管理していきたいという方も非常に多くみられます。いずれ帰れるのであれば帰りたいという期待を残しつつ、時々実家に帰りたい、お墓参りもしなければならぬし定期的に掃除をして維持していきたいという希望もあるのです。

したがって被災地の土地や建物の相談に関しては、今のところ、とりあえずはそのままにして様子を見ては、という他ありません。

今後被災地の土地や建物について、処分したい、賃貸して家賃収入を得たい、第三者に維持管理してほしいなど、様々な要望が所有者から出てくると思います。そのまま放っておけば建物倒壊による近隣への危険や犯罪者による放火、不法投棄、それから景観上の問題と様々な問題が生じてくることが予想されます。避難者と行政が連携して所有者の要望と町の復興計画に沿ったマッチングや橋渡しの仕組みづくりが必要であり、急務と思われます。

原発事故被災地の強制避難については、よくダムの収用事業による強制退去に例えられます。しかし、原発事故避難の場合そもそも何の説明もなく、ある日突然追い出されて、気付いたら古里に戻れなくなってしまう事実を忘れてはいけません。避難者は東電や政府に騙されたという思いを抱いています。新しい家を購入しても避難者にとって住み慣れた古里の実家は他には代えがたい不代替物であり、なかなか容易に手放す判断ができないのです。そして、このままでは苦勞して土地を維持してきた先祖に顔向けができないと責任を抱え込んでいる方も多くおられます。また、土地や建物を手放すことで古里との最後の繋がりが断たれてしまうと感じている方も少なくないので

す。

事故から4年目に突入して一見元通りになったようにみえても避難者の心の傷は根深いものがあります。表面上は元通りになったように見えても心底は複雑なものです。震災4年目を迎え、寄り添っていただいている支援者の変わらぬ支援に感謝するとともに、これからますます心のケアが重要になってくるとわれ、息の長い支援をお願いしたいと思います。

※1 東電では「避難指示解除までの間は、公共の用に供する場合などを除き第三者への譲渡を制限すること等についてご承諾願います」（2013年3月29日プレスリリース）とし、その処分の制限を合意書の中に盛り込み、これに了承させた上で財物賠償の合意をさせている。なお、法的強制力はない。

※2 住宅を解体して更地にすると固定資産税の住宅用地特例が受けられなくなってしまい、土地の固定資産税が上がってしまいます。住宅用地特例とは住宅が建っている場合、課税標準が6分の1になるという特例です（200㎡以下の場合、200㎡以上の部分については3分の1）。

**群馬司法書士新聞震災対策特別号のバックナンバーは  
群馬司法書士会ホームページで見ることができます。  
第1号から掲載されています。是非ご覧下さい。**

# 司法書士 被災者支援ホットライン

フリーダイヤル

**0120-313-633****(通話料無料)****月～金曜日(祝日を除く) 午後1時～午後4時****群馬司法書士会**

## ＊ ブログにアクセスしてください ＊

原発事故被害者支援司法書士団のブログが開設されました。  
避難者の皆様に有益な情報が掲載されています。是非アクセス  
してください。月に1300件ほどのアクセスがあり好評を博して  
います。今後も原発事故に関する情報を提供し続けていきます。  
よろしく願いいたします。アクセス先は下記の通りです。

### 「原発損害とこれからの生活を考える」

で検索をするか [blog.livedoor.jp/genpatudan/](http://blog.livedoor.jp/genpatudan/) にアクセスして  
ください。

**皆様方の訪問をお待ちしております。**

**FAX 027-221-8207**

本誌に対するご意見・ご感想・ご要望、今後本誌で取り上げて欲しいテーマ等、  
ありましたら、ご自由にお書きの上、FAXまたは郵送にてお送り下さい。

ご協力ありがとうございます。今後の紙面作りの参考とさせていただきます。

差し支えない範囲でご記入下さい。

氏名	(男・女)	年齢	歳
現住所	〒		
TEL	避難元市町村		

郵送先 〒371-0023 群馬県前橋市本町1-5-4  
群馬司法書士会 震災対策本部